

平成 25 年 8 月以降に生活保護を受けていた世帯へ 保護費の追加給付のお知らせ

生活扶助基準改定に関する令和 7 年 6 月 27 日の最高裁判決を踏まえ、従来の水準と新たな水準の差額について、保護費の追加給付を行います。

■対象 次の①、②の要件に該当する人

- ①平成 25 年 8 月～平成 30 年 9 月までの間に、生活保護を受給したことがあるすべての世帯
- ②平成30年10月～令和 8 年 3 月までの間に、生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた人や障害があり加算が算定されていた人、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など

■手続方法

- 現在、生活保護を受給している世帯
支給手続き（申出）は不要
- 現在、生活保護を受給していない世帯
当時保護を受給していた自治体に当時の世帯主から申出書を提出
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 保護費の追加給付専用ダイヤル ☎ 0120（476）086

県出先機関の 窓口受付時間が変更



10 月 1 日（木）から、県出先機関の一部で窓口の受付時間を短縮します。受付時間内にお越しいただきますようご理解とご協力をお願いします。

■変更後の受付時間

9：00～16：00
（現行 9：00～17：00）

対象窓口など詳しくは、
県公式ホームページを
ご覧ください。



☎ 千葉県総務課

☎ 043（223）2459

年金生活者支援給付金の申請

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象

- 老齢基礎年金を受給し、次の項目にすべて該当する人
 - ① 65 歳以上
 - ② 世帯員全員の市町村民税が非課税
 - ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が 906,700 円以下
（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの人は 909,000 円以下）
- 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給し、令和 7 年の所得額が 4,794,000 円以下の人 ※扶養親族等の数に応じて増額

■請求手続き

- 新たに対象になる人
9 月 1 日以降に日本年金機構から送付される「年金生活者支援給付金請求書」で手続きしてください。
- 年金受給をはじめる人
年金の請求手続きと併せて、国保年金課または年金事務所で手続きしてください。

※受給している人は、手続きの必要はありません。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



☎ 給付金専用ダイヤル ☎ 0570（05）4092

050 から始まる電話番号の場合 ☎ 03（5539）2216

扶養親族等申告書は 期限までに提出を

国民年金や厚生年金など、老齢や退職を支給対象とする年金は、「雑所得」として区分され、所得税の課税対象となります。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が 9 月中旬から順次送付されます。内容を確認して、期限までに必ず提出してください。

■対象

- 65 歳未満で、年金額が 155 万円以上の人
- 65 歳以上で、年金額が 205 万円以上の人

申告書の提出は、紙のほか、マイナポータルを利用した電子申請ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



☎ 扶養親族等申告書お問い合わせ

ダイヤル ☎ 0570（081）240

有料広告スペース

広報とみさとに **広告** を
載せてみませんか？

1 枠 8,000 円～

募集中♪



広報情報課
☎（93）3895